成長特区税制(特区税制の後継制度)について (H280127)

【成長産業分野の立地促進】

〔大阪の成長戦略〕3.-(1)先端技術産業のさらなる強化

大阪・関西が強みを有する医薬品・医療機器などのライフサイエンス分野、蓄電池等を中心とした環境・新エネルギー分野において世界有数の拠点をめざす。

このため「国際戦略総合特区」や「国家戦略特区」による大胆な規制緩和や、地方税ゼロなどの税制優遇などのインセンティブを活かし、企業集積や研究開発の促進、新たなビジネスの創出など、イノベーション(技術革新)を生み出す環境整備を図る。

【特区税制】(全国初、最大で地方税ゼロ)〔対象税目:不動産取得税、法人二税〕

• 対象区域: 国が指定した区域の中で、府が規則で定める区域

・対象事業:特区事業 【 新エネルギー・ライフサイエンス・ 支援する事業〔国際貨物(船舶・航空)、MICE〕】

・認定期間: 平成28年3月31日まで

・実績:投資見込額 約328億円(H24年12月~H27年12月に認定した事業計画に伴うもの)

【改正理由】

特区税制の事業認定期間が、平成27年度末で期限切れ。引き続き成長産業の集積を進めるため、期間の延長が必要。

総合特区法の範囲を超える新たな課題に対応するため、これまでの制度を引き継ぎ新たな制度を創設することが必要。

- ▶ 府内で新たに成長産業の集積を図るべき区域が、総合特区に指定されていない場合に、府優遇税制の適用を可能にする
- ➤ 総合特区法の対象外となっている水素関連や健康関連等の事業は、成長が期待され、大阪の成長に不可欠な事業であるため、府優遇税制の適用を可能にする

(旦体例)

・健都は、総合特区に指定されておらず、平成30年度末の整備を目途に、健康・医療関連の企業集積をめざしている。

【主な改正点】 ①期間延長 ・「大阪の成長戦略」にある「3-(1) 先端技術産業のさらなる強化」をめざした制度であるため、事業計画認定期間を「大阪の成長戦略」の目標年次に合わせて、5年間延長する。 ②区域追加 ・現行特区税制対象区域に加えて、府が定めた要件に合致する区域を新たに追加できるようにする。 ③事業追加 ・新エネルギー分野の中に、今後活用が拡大していく「水素関連」の事業を明記。 ・ライフサイエンス分野の中に、超高齢化社会の進展に伴い市場が拡大している「健康関連」の事業を明記。

【成長産業特別集積区域】

《現行特区税制对象区域》

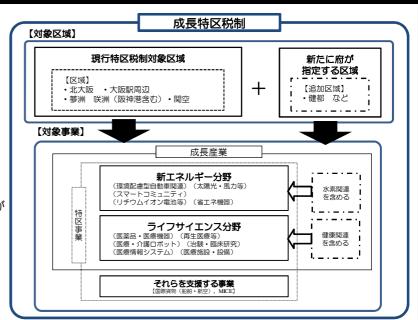
引き続き対象区域とする

※関西イノベーション国際戦略総合特区は、現計画が 平成28年度に期限を迎えるため、次期計画の策定を 行うことになる。その際には、成果の検証を行い、 成長特区税制の区域などを精査する。

《新たに大阪府が指定する区域》

条例・規則で定める下記の4要件をもって区域を指定

- ①大阪府が成長産業の集積を図る区域であること
- ②当該区域に集積の中心となる研究開発等を行う施設があること
- ③地元市町村が、府と同程度の優遇制度を講じるなど、 取組を促進している区域
- ④概ね1ha以上の一体の区域



【効果】

「大阪の成長戦略」に位置づけられている新エネルギー、ライフサイエンス分野の産業集積を更に強力に推進。

- ●投資額:約257億円 (事業実施期間: H28~32年に認定した事業計画に伴う土地建物や設備に投資した金額)
- ●減税見込み額:約6.6億円
- ●新たな雇用見込み人数:約270人